

富山県飲食業生活衛生同業組合をはじめとした飲食店と連携した「すし」との
タッチポイント拡大業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

県内飲食店において、「すし」をテーマにした新たな飲食体験を提供するため、独自のメニューを開発・提供を促し、「すし」を通じた消費者との接点(タッチポイント)拡大、「寿司といえば富山」の認知度向上を図るもの。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

富山県飲食業生活衛生同業組合をはじめとした飲食店と連携した「すし」とのタッチポイント拡大業務

(2) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託金額の上限額

金2,200千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日(金)まで

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

(1) 法人その他の団体であること(法人格の有無を問いません。)

(2) 団体(当該団体が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)及びその取締役等(団体の役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいいます。以下同じ。)が、次のいずれの者にも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ない者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続中若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力

団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
オ 自己、自らの団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
ク 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

4 プロポーザルの参加手続き

本プロポーザルに参加を希望する場合は、令和7年6月 24 日(火)17時までに以下の参加申込用フォームよりお申し込みください。(電話で到達確認をしてください。)

(参加申込用フォーム)<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/FHpoQv3s>

5 質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問票(様式第1号)により提出してください。電話及び口頭による質問は原則受け付けません。

- (1) 提出方法 電子メール(電話で到達確認をしてください。)
- (2) 提出先 富山県知事政策局ブランディング推進課(連絡先は、「11」を参照)
- (3) 質問受付期限 令和7年6月 23 日(月)17時まで
- (4) 回答

プロポーザルへの参加申込期限までに提出された質問については、随時質問提出者へ電子メールで回答し、参加申込を締め切った後に全ての参加申込者に質問及び回答内容を電子メールで回答する。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書(A4版)
業務委託仕様書を踏まえ、業務の具体的な実施案を提案してください。
 - ② 概算見積書(様式任意)
事業実施にかかる全ての経費(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を算出し、見積書を提出してください。また、積算の内訳がわかるように記載してください。
 - ③ 会社概要(様式第2号)
※ 様式第2号の内容がすべて記載されていれば、任意の様式でも構いません。
 - ④ 委託業務を実施するための社内の実施体制及び配置担当者等(様式任意)
 - ⑤ 類似事業に関する過去の実績(様式任意。概要で構いません。)

(2) 提出方法 電子メール(電話で到達確認をしてください。)

※ ①～⑤を合わせて、可能な限り1つのPDFファイルにして提出してください。

※ データ容量が10MBを超える場合は、別途県からファイル交換サービスを案内しますので、下記「11」に記載のメールアドレスあて連絡願います。

(3) 提出先 富山県知事政策局ブランディング推進課(連絡先は、「11」を参照)

(4) 提出期限 令和7年7月1日(火)17時(必着)

(5) 企画提案書作成等の応募にかかる一切の経費は事業者の負担とします。

(6) 提出されたデータは、審査の結果にかかわらず返却しません。

7 審査方法等

(1) 審査方法

- ・ 提出された企画提案書等及びオンライン(Zoom)でのプレゼンテーション(1社あたり20分)による審査を行い、最も評価点数の高いものを委託候補者として選定します。
- ・ プレゼンテーションの日程及び Zoom の ID は別途通知します。
- ・ プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書等の内容とします。
- ・ 参加申込が多数の場合、企画提案書等に基づく一次審査(書面審査)を実施し、概ね5社程度をプレゼンテーション審査の対象とします。

(2) 審査基準

別紙2のとおり

(3) 審査結果通知

審査結果については、選定の有無に関わらず、後日書面で通知します。なお、決定の経緯、決定理由等に関する問合せには応じません。

8 契約

選定された契約候補者とは、仕様書の内容を別途協議のうえ、契約を締結します。

契約候補者が契約締結前に辞退した場合は、次順位者を契約候補者に選定し、契約締結について協議します。

9 留意事項

(1) 提案は、参加業者1者につき1案とします。

(2) 次に掲げる場合については提案を無効とします。

- ・ 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
- ・ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合

(3) 委託費には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の附帯費用を含むものとします。

- (4) 参加申込書を提出後、事情により参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

10 スケジュール

- (1) 質問票提出期限 令和7年6月23日(月)17時
- (2) プロポーザル参加申込み期限 令和7年6月24日(火)17時
- (3) プロポーザル企画提案書等提出期限 令和7年7月1日(火)17時
- (4) 書面審査の実施 令和7年7月上旬
- (5) 審査結果通知 令和7年7月上旬

11 提出・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県知事政策局ブランディング推進課 担当:永井

電話番号:076-444-3574(直通)

E-mail:aseisakusuishin@pref.toyama.lg.jp